

会 議 録 目 次

平成 27 年第 1 回海田町議会定例会（第 4 日目）

平成 27 年 3 月 17 日（火）午前 9 時 00 分開議

日 程 第 1	第 18 号議案	海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	第 19 号議案	海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	第 20 号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・	5
日 程 第 4	第 21 号議案	平成 27 年度海田町一般会計予算・・・・・・・・・・	7
日 程 第 5	第 22 号議案	平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計予算・・・・・・・・	10
日 程 第 6	第 23 号議案	平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・	10
日 程 第 7	第 24 号議案	平成 27 年度海田町介護保険特別会計予算・・・・・・・・	11
日 程 第 8	第 25 号議案	平成 27 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・	13
日 程 第 9	第 26 号議案	平成 27 年度海田町水道事業会計予算・・・・・・・・	13
日 程 第 10	報告第 2 号	工事請負契約の変更について（海田西小学校本館・特別教室棟耐震補強等工事）・・・・・・・・	13
日 程 第 11	第 27 号議案	海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	25
日 程 第 12	第 28 号議案	海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	29
追加日程第 1	第 29 号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	30
日 程 第 13	発議第 1 号	政党助成金の廃止を求める意見書案・・・・・・・・	31
日 程 第 14	発議第 2 号	海田公民館整備基本構想特別委員会設置に関する決議案・・・・・・・・	34
日 程 第 15	発議第 3 号	海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	35

(閉	会)	36
----	--------------	----

平成27年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第4号)

1. 招 集 年 月 日 平成27年3月3日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月17日 (火) 9時00分宣告 (第4日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |   |           |
|-----------------|---|-----------|
| 町               | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 副 町             | 長 | 三 宅 信 行   |
| 総 務 部           | 長 | 窪 地 満     |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 臼 井 真     |
| 建 設 部           | 長 | 久保田 誠 司   |
| 福 祉 保 健 部 次 長   |   | 湯 木 淳 子   |
| 企 画 課           | 長 | 門 前 誠 司   |
| 財 政 課           | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 課           | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 税 務 課           | 長 | 中 下 義 博   |
| 生 活 安 全 課       | 長 | 丹 羽 勤     |
| 住 民 課           | 長 | 尾 木 茂     |
| 社 会 福 祉 課       | 長 | 中 川 修 治   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 森 原 知 美   |
| 都 市 整 備 課       | 長 | 近 森 茂     |
| 建 設 課           | 長 | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課       | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 会 計 管 理 者       |   | 加 藤 一 生   |
| 教 育             | 長 | 中 村 弘 市   |
| 教 育 次 長         |   | 細 川 真 示   |
| 学 校 教 育 課       | 長 | 石 川 直 之   |
| 生 涯 学 習 課       | 長 | 花 本 則 之   |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 伊 藤 仁 士

主 幹 宮 垣 将 司
主 任 主 事 戸 成 正 考

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- | | | |
|----------|----------|--|
| 日 程 第 1 | 第 18 号議案 | 海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 2 | 第 19 号議案 | 海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 3 | 第 20 号議案 | 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 4 | 第 21 号議案 | 平成27年度海田町一般会計予算 |
| 日 程 第 5 | 第 22 号議案 | 平成27年度海田町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日 程 第 6 | 第 23 号議案 | 平成27年度海田町国民健康保険特別会計予算 |
| 日 程 第 7 | 第 24 号議案 | 平成27年度海田町介護保険特別会計予算 |
| 日 程 第 8 | 第 25 号議案 | 平成27年度海田町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日 程 第 9 | 第 26 号議案 | 平成27年度海田町水道事業会計予算 |
| 日 程 第 10 | 報告第 2 号 | 工事請負契約の変更について（海田西小学校本館・特別教室棟耐震補強等工事） |
| 日 程 第 11 | 第 27 号議案 | 海田町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 12 | 第 28 号議案 | 海田町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 追加日程第 1 | 第 29 号議案 | 海田町国民健康保健条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 13 | 発議第 1 号 | 政党助成金の廃止を求める意見書案 |
| 日 程 第 14 | 発議第 2 号 | 海田公民館整備基本構想特別委員会設置に関する決議案 |
| 日 程 第 15 | 発議第 3 号 | 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は、16 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日

の会議を開きます。なお本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第15に至る各議案でございます。この際、日程第1、第18号議案から、日程第10、第26号議案までを一括議題といたします。去る3月5日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。予算審査特別委員長、下岡委員長。

○4番（下岡）予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成27年3月5日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第18号議案及び第19号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第20号議案及び第21号議案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。第22号議案及び第23号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第24号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第25号議案及び第26号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。まず、第18号議案、海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。第18号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第19号議案、海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例

の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。第19号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 続いて、第20号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) まず反対討論を許します。岡田議員。

○8番(岡田) 第20号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。この条例は、第6期介護保険事業計画の保険料額を定めていますが、今回の改正は、新総合事業の導入で、要支援1、2のサービスのうち、訪問介護と通所介護を保険から外し、新しい介護予防日常生活支援事業として町が取り組む地域支援事業に移すものです。海田町でも、要支援1は、平成26年度174人から10年後の平成37年にかけては344人の約2倍となり、その他の介護度の人も大幅に増加をしていきます。ヘルパーさんが無資格者やボランティアになるのは困る、こんな不安が介護サービスの利用者に広がっています。政府、厚労省はこれまで、要支援者サービスの大部分を保険給付の枠外に追いやる今回の制度改変を、全国一律の保険給付から市町事業にかわることで、地域の実情に応じた効果的なサービスが受けられるようになると、あたかもサービスが向上するかのような宣伝をしてきました。しかし、医療介護総合法が可決をされ具体化が始まると、全面に出てきたのは、漠然とサービスを受けることは許さない、要支援者は自立せよというものでした。今回の保険料の値上げは、第6期計画の基準額は、第5段階で、月額5,723円で年額6万8,676円、第5期計画の基準額と比べると、月額125円年額で1,500円の値上げになっております。介護保険サービスは

利用者負担を除く費用の 22 パーセントを 65 歳以上の保険料で賄うので、サービスの量が増えれば連動して、高齢者の保険料が上がる仕組みになっております。さらに、団塊の世代が 75 歳となる平成 37 年には、全国平均で月額 8,200 円年額 9 万 8,400 円になるというのが政府の見通しです。介護保険料だけでなく、一定の所得のある人の介護サービスの自己負担も今年 8 月から、1 割から 2 割に上がる一方、年金抑制のマクロ経済スライドが 4 月に初実施をされ、長期にわたる、年金の価値が目減りをしていき、負担感は今後一層重くなります。保険料の高騰を抑えながら介護の提供基盤を拡大をし、本来に持続可能な制度にするには、国庫負担の割合を大幅に引き上げるしかありません。保険料を値上げをする前に、欺瞞だらけの消費税増税を中止をするとともに、海外で戦争する国を目指す大軍拡、軍事費の削減、税収に大穴をあける法人税減税など、無責任極まる税制財政政策を転換をし、介護保険制度の根本矛盾の解決に足を踏み出すべきです。以上の理由で、第 20 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に反対をいたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。桑原議員。

○7 番（桑原）7 番、桑原です。第 20 号議案、海田町介護保険条例の一部改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。この度の条例改正は、主として介護保険法の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年の介護サービスの費用の財源を確保するための、65 歳以上の第 1 号被保険者に適用する保険料を改定するものでございます。介護保険料は法律の定めにより 3 年毎に見直しを行うこととされておりますが、この度の見直しにおきましても、これまでの改定と同様に、27 年度から 29 年度を策定期間とする高齢者福祉計画及び介護保険料計画を策定されております。計画策定にあたっては、アンケートの実施やこれまでの実績等に基づくサービスの量、推計を細かく行い、介護サービスの費用を積算されております。介護保険制度は、この介護サービス費用を利用者の自己負担や国、県及び町の公費負担を除き、65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳から 64 歳までの 2 号被保険者で保険料を確保することされております。また、介護保険制度の見直しが行われ、要介護者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアシステムの構築を目的に、要支援者 1、2 の介護サービスを、予防給付事業から総合事業に移行することとされておりますが、あくまで、介護保険制度は枠の中での取り組みであり、介護保険制度から取り除くものではありません。さらに、第 6 期介護保険計画では海田町民だけが利用できる地域密着型の小規模老人福祉施設

を新設されることも盛り込まれ、町民への介護サービスの提供も十分配慮された計画となっております。低所得者対策におきましても、新たな軽減対策として、第1段階の方の保険料率を 0.05 引き下げる強化策を取り入れられております。海田町においても、今後ますます高齢化が進み、団塊の世代が 75 歳になる 2025 年には、高齢化率 26.1 パーセントとなるということが予想されておりますが、地域を支える介護保険制度の安定的な運営を図るためには、今回の保険料の改定はやむを得ないものと判断をしております。以上の理由によって、第 20 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の討論といたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 20 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 20 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて第 21 号議案、平成 27 年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、討論を行います。まず反対討論を許します。岡田議員。

○8 番（岡田）8 番、岡田です。21 号議案、平成 27 年度海田町一般会計予算の反対の討論をいたします。平成 27 年度一般会計の予算の中に、2 款、総務費、1 項、総務管理費、9 目の電算管理費、4、社会保障・税番号税番号制度システム整備事業 8,008 万 4,000 円と、同じく 2 款、総務費、3 項、戸籍住民基本台帳費、1 目、戸籍住民基本台帳費 5 に社会保障・税番号制度導入事業 1,087 万 1,000 円、合わせて 9,395 万 5,000 円と、歳入の 1 款の町税、3 項、軽自動車税、1 目、軽自動車税に 750 万円を含んでいるので反対をいたします。特にマイナンバー制度は 2016 年から金融機関預貯金口座に国民番号

をつけて社会保障給付の資力調査、税務調査に活用するのがねらいです。制度実施後の2021年をめどに義務化をする考えであります。政府は、自治体や企業に準備を急がせていますが、ほとんどの国民は計画の内容を詳しく知りません。内閣府は2月公表の世論調査では、マイナンバー制度は内容まで知っていた人は回答者の28.3パーセントに過ぎず、実施まであと半年余りなのに、認知度が広がらないのは、制度が国民の切実な要求でないことを浮き彫りにしております。国民はむしろ不安を抱いております。内閣府の調査では、プライバシーの侵害のおそれが32.6パーセント、個人情報不正利用の心配が32.3パーセント、国による監視のおそれが18.2パーセントと、いずれも、特に不安がないの11.5パーセントを上回りました。政府がいくら情報保護のいろいろな措置をとっていると説明をしても、懸念と不安は消えません。マイナンバーそのものがプライバシーを危険にさらす仕組みだからです。これまで年金・医療・介護・雇用の情報、納税・給与の情報はそれぞれの制度ごとに管理をされていましたが、今度はマイナンバーで一つに結ばれます。政府は、医療の受診情報などへの使用拡大を図っており、マイナンバーは大量の個人情報の塊となります。マイナンバーが流出をし、個々の個人情報が芋づる式に引き出される、こんな危険が現実となります。既に、社会保障ナンバーを導入してるアメリカでは、個人情報の大量流出、不正使用が大問題となっております。国民の権利を危険に貶めるマイナンバーは実施をすべきではありません。マイナンバーは、個人の情報を含む情報提供を禁止をしておりますが、施行令では、情報の利用が認められた主な法律は、少年法や破壊活動防止法、国際捜査の共助等に関する法律、暴力団による不正な行為の防止等に関する法律、不正アクセス行為の禁止等の法律、組織犯罪の処罰及び財産収益の規制等に関する法律、犯罪の収益の移転防止に関する法律などです。暴力団などの犯罪を未然に防ぐ内容もありますが、先ごろの不正アクセスで冤罪を生み出した事件など、見切り発車的なものです。国民の種々の権利を蹂躪しかねない法律と考えております。平成27年度の海田町一般会計予算には、防犯カメラ設置事業や学校耐震補強事業、あるいは商工業振興事業など評価できるものもありますけれども、主には社会保障・税番号制度システム整備関連や軽自動車税の増税分の予算などが含まれておりますので、この21号議案、平成27年度海田町一般会計予算に反対をいたします。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。宮坂議員。

○11番（宮坂）平成27年度海田町一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。まず、

反対討論に大きく長くありましたマイナンバー制度ですが、期待される効果としては大きく三つが挙げられます。一つ目は、公平、公正な社会の実現であります。所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになります。二つ目は、国民の利便性の向上であります。添付書類の削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。三つ目は、行政の効率化であります。行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。マイナンバー制度の導入を検討していた段階で、反対討論にもありましたが、個人情報外部に漏れるのではないか、といった懸念の声もありました。そこで、安心・安全に利用できるように、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置が講じられております。制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いてマイナンバーを含む個人情報を収集したり保管したりすることが禁止されております。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに、法律に違反した場合の罰則も従来よりも重くなっております。次に、資質面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように、分散して管理されます。また行政機関で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたりシステムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化が行われます。このように、個人情報の保護に関してさまざまな措置が講じられております。軽自動車についても言及されましたが、バイクなどを除き増税の対象になるのは、平成 27 年 4 月 1 日以降に購入した新車のみで、現在所有されている車はそのままです。町税の対象にはなりません。そしてまた、平成 27 年度来年度予算に反映されるのは、平成 27 年 4 月 1 日以降に新車登録された車に限られます。4 月 2 日以降に新車登録をした所有者が実際に増税した軽自動車税を納めるのは、平成 28 年度以降になります。そしてマイナンバー制度も軽自動車税も国が決めたことであります。さて、この一般会計予算であります。歳出面においては、新電力の競争入札により、歳出の抑制を図るといった新たな取り組みが見られ、またこれを否決すれば、海田中学校の耐震補強工事も児童・生徒並びに町民の安心・安全を守る小・中学校や町内各所の防犯カメラの設置も、町民生活に密着した予算のすべてが成り立たなくなります。平成 27 年度海田町が子育てしやすい安心・安全なまちづくりができ、

大きく発展できるよう、一般会計予算に賛成するものであります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 21 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 21 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 22 号議案、平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 22 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 22 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 22 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 23 号議案、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 23 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 23 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 23 号議案は、委員長の報告のとおり可

決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 24 号議案、平成 27 年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので討論を行います。まず反対討論を許します。佐中議員。

○15 番（佐中）第 24 号議案、平成 27 年度海田町介護保険特別会計予算に反対討論を行います。来年、平成 27 年度の国の予算案をみると、社会保障の拡充のためといって消費税を増税しながら、介護も医療も年金も生活保護も切り捨てる。逆に、財政再建と言いながら、史上最高の利益を上げている大企業に 2 年間で 1 兆 6 億円も税金をまけてやる。そして、軍事費は 3 年連続で拡充の予算。これで本当に、国民にとって害悪をもたらす予算でしかありません。私ども日本共産党は、今年で党創立 93 年になりますが、一貫して、住民の苦難軽減の活動をしてまいりました。そして、これは日本共産党の立党の精神です。ですから、今よりも少しでもよい政治を、今よりも少しでも暮らしを豊かに、今よりも少しでも子や孫に良い世の中を残してやりたい、これを目指して活動しております。ですから、暮らしのこと、民主主義のこと、人権のこと、平和を守ること、人間として生きる豊かな地球や環境を残す、その思いで活動しております。今回提案をされてる議案は、国の法律改正に伴うものもあり、海田町で決められることではないという部分もあるとはいえ、町民に負担が増えること、サービスの切り捨てが行われていることなどが盛り込まれております。これまでの予算委員会での中での賛成者は、会計が維持できないとか安定しないなどと言っておりますけれども、消費税率を 8 パーセントに上げた昨年の 4 月、増税による増収は 5 兆円と見込まれており政府はそのわずか 1 割しか社会保障の充実に回っておりません。ですから、国の法律でがんじがらめに今の国民や町民の負担をする会計をつくりながら、これを維持し、その応援団では、我々の暮らしが維持できない訳であります。特にこの予算は、第 6 期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の見直しです。その内容の一つが所得合計が 160 万円以上の方を対象に、自己負担を 2 割に引き上げること、また、介護保険制度、所得に関係なく 1 割負担をされていた制度が制度以来、開始以来の大改悪であります。海田町の 1,116 人の

うち 23.1 パーセント、約 257 人の方がこれの対象になります。高い保険料を支払い続けても、サービスができない介護保険、介護難民をさらに産み出し、介護保険制度の不信をますます強める結果になります。介護保険は、病気が治れば通院や入院をやめる医療保険とは異なり、一般介護必要になれば、利用が生涯続く人がほとんどであります。負担は測り知れません。以上の理由を述べて、反対討論を終わります。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）兼山議員。

○3 番（兼山）3 番議員、兼山です。第 24 号議案、平成 27 年度海田町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。3 点に分けて述べます。1 点目は、平成 27 年度海田町介護保険特別会計予算は、海田町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画に基づく介護サービスの量を的確に反映し、それに対する国などの公的負担や保険料を財源として編成されたものであります。それぞれの負担割合は法律で規定されており、これに基づき適正に予算計上されております。これが 1 点目。2 点目は、介護保険制度の見直しが行われ、要介護者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアシステムの構築を目的として、要支援 1、2 の介護サービスは予防給付事業から総合事業へと移行されますが、あくまでもこれは介護保険制度の枠の中での組み替えであり、介護保険制度から取り除くものではありません。これが 2 点目。3 点目は、介護保険特別会計は、公的負担と保険料のみを財源として運営されており、町の一般会計からの補てんの繰入れはできないこととなっております。1、2、3 点によって、計画に基づき、サービス事業量を反映した歳出及び国の規定に基づいたそれぞれの負担割合による歳入は適正であると考えます。以上の理由から、第 24 号議案、平成 27 年度海田町介護保険特別会計予算に賛成の討論といたします。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 24 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 24 号議案は委員長

の報告のとおり可決されました

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）続いて、第 25 号議案、平成 27 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 25 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 25 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

続いて、第 26 号議案、平成 27 年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 26 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 26 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。議事の都合により、この際暫時休憩いたします。再開は 9 時 45 分です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時 37 分 休憩

午前 9 時 45 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第 10、報告第 2 号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第 2 号、工事請負契約の変更について。平成 26 年第 31 号議案により議決を得た海田西小学校本館・特別教室棟耐震事業等工事の請負契約の変更について専

決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）工事請負契約の変更についてご説明いたします。議案書その2の1ページをお願いいたします。また、資料44で変更内容の説明資料を提出しておりますので、併せてご覧ください。平成26年第31号議案により議決を得た海田西小学校本館・特別教室棟耐震補強等工事の請負契約の変更について。地方自治法第180条第1項の規定による海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての議決に基づき、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定により報告するものでございます。変更の内容は、請負金額、4億9,464万円を5億449万8,240円に変更するものでございますが、町長の専決事項の指定の議決に定める請負金額の100分の15以下で1,000万円を超えない範囲の変更でございましたので、平成27年3月9日に専決処分させていただいたものでございます。変更の理由につきましては、資料44にまとめておりますが、外壁の状況が悪く補修工事を追加したことなどによるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本です。ちょっと2点ほどお願いします。いうのはね、今の説明でちょっと分からなかったんじやが、ここの下書いてある、1番と2番、外壁補修面積のマス、各床下処理剤のマスと書いてありますが、私は4億なんぼの工事でありますので、これは仕様書にそれくらいの事はきちっとまとめて、追加せんでもええ様に、仕様書の中に入っとったか入っとらんか、これくらいの事は見て分かる事だから、外壁なんか特に見てわかることじゃから、仕様書の中に先に入れちよくべきじゃなかったかの思うんじやが、それと、工事される人が、ここはこういうことじゃけえもうちょっと補強せんやいけんとかそういう意見があったかどうかそこをちょっとお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず1点目の①外壁補修面積の増と②の各教室床下地処理剤の増についてでございますが、こちらは両方とも当初の仕様書の方には盛り込んでおりました。まず1番の増額の理由でございますが、外壁については、発注当初、目視によってその修繕か所の状況等を把握し仕様書に盛り込んでおりました。しかしながら、工事を実施する際に、仮設足場を外周に全部設置いたします。それを利用しまして再度外壁

の方を今度は打音も含めて点検をさせていただきました。その際に、目視では見つけることができませんでした、その塗装浮き等を発見いたしましたので、この際その部分についても追加で修繕をさせていただいたものでございます。続きまして、2番の各教室床下地処理剤の増というものは、現在、改修前の小学校は廊下と教室で段差がございました。今回の改修に合わせてそれをバリアフリー化をする予定にしておりましたが、その際の床の高さ調整に、この下地調整剤というのを利用するようにしておりました。しかしながら、発注時は竣工図をもとに、そうした下地調整剤の厚さの方を仕様書に盛り込んでおりましたが、実際に教室の床を剥いてみますと、その竣工図よりも床の高さが低かったために、この下地調整剤を設置する量が、厚さが増えたために、その竣工図よりも増が発生したものでございます。続いて、2番目の業者の方からの指摘等による増か、いうことですが、これはそういった施工の中で発見したものを業者と町の方で協議をいたしまして、追加としたものでございます。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） まとめていやあえかったんじやが、今説明を聞いてですね、大体わかりましたが、各一番と二番の何ぼ増しになったか、ちょっと金額的にいくらぐらい高くなったか、ちょっとそこをお願いします。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） はい、概算の金額になりますけれども、まず、外壁の補修の方で増額分につきましては約200万円の増になっております。続きまして、下地処理剤の部分につきましては約500万円の増になっております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 今聞いてわしたまげたんじやが、下地処理剤だけで今のバリア、説明でまだほかであったかどうか知りませんよ、知りませんが、今のバリアフリー化で下地処理剤の追加部分だけで500万円いうのはちょっと高いように思われますが、その点について、もうちょっと詳しくをお願いします。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） はい、こちらの各教室の下地処理剤ということで、本館の部分と特別棟の部分の教室、ほとんどがこれに該当しております。当初は10センチ程度をこの下地処理剤を引きましてその上に床材を張る予定としておりました。しかしながら、実際に床をはぐってみますと、この下地調整剤の打つ量が平均で3センチほど厚く打つ必要

必要がございましたので、このような金額になっております。

○議長（久留島）ほかにございませんか。住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。いくつかお伺いします。まず、専決処分そのものについて。確かに、金額は、地方自治法の180条1項に当てはまりますが、なぜに、わざわざ議会の会期中に専決処分を行ったのか。それこそ補正予算で素直に議案に出してもよかったようなものを、なぜ専決処分を会期中に行ったのか。それともう一つ2点ですが、こちらの資料の3番と4番、それぞれ工事の追加となっておりますが、なぜ途中からこの工事を追加されたんでしょうか、以上2点です。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）専決処分を会期中にさせていただいた理由でございますけれども、この度の専決処分につきましては、工事の最終段階の精算に基づいて、具体的な数字数量をはじき出して専決処分をしたものでございます。建設部門によりその数量を出すのにいろいろ作業されてきてきたんだと思いますけれども、その専決処分の可能になったのが、この段階であったということで、たまたま会期中と、専決処分の日にちが一緒になったというものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。建設課長。

○建設課長（木村）それでは2点目の、3番と4番の追加の経緯でございますが、まず、③番の防火設備修繕の追加とございます。これは4階にあります階段室と廊下を隔てる防火シャッターのことになります。こちらは、本館を供用開始する前に、消防署による、消防点検というのがございます。各そういった消防、防火施設が適正に稼働するかどうかの点検をしていただいたんですけれども、この際に、こちらにあるシャッターが天井面に収納されてるものが降りてくるというものなんですけれども、これが作動不良ということで、消防署の方から指摘を受け、それに基づいてちょっと修繕を追加させていただいたものでございます。④番の屋内消火栓用水槽の撤去、新設というものでございますが、こちらにつきましては、渡り廊下棟の耐震化を図るために、現在の廊下、渡り廊下棟の柱の横に新たに杭を打ちまして、それを、杭と渡り廊下棟の柱を緊結する工事を当初見込んでおりました。当初は屋内消火栓水槽、地中にございますが、この渡り廊下棟と水槽の間に杭が設置できるものとして発注をしておりましたが、実際に杭を打ちまして、渡り廊下棟の地中にある基礎を露出させたところ、当初竣工図では500角の柱と同じサイズの基礎が地中にあるというふうになっておりましたが、掘ってみますとこれ

が 300 掛け 500 と、若干小さな基礎になっておりました。こちらと杭をうまく緊結するのに、当初のサイズで緊結してしまいますと、構造的にもたない可能性が出るということで、設計業者と打ち合わせをしまして、緊結する増し打ち基礎部分を、当初よりも大きくさせていただきました。これに伴いまして、地下にあります防火水槽の方と干渉するようになったために、新たにこちらを撤去、地中にある物を撤去して新設し直させていただいたものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）専決処分の期日がたまたま 3 月 9 日だったというのはやむを得ないといたしましても、そもそも論ですよ、確かに 180 条 1 項に基づいて町長の専決事項として議会として決議しておりますが、議会の会期中であれば専決ではなしに議案として出すのがまず筋じゃないかと思うんですが、その辺の見解をまずお尋ねしたい。それともう 1 点、今おっしゃった、防火設備の追加と消火栓用水槽撤去、新設の追加。工事をやること自体は構いませんけれども、本来の耐震工事とは何かちょっと微妙に違うように思うんですよ。別項目で補正予算を組むべきようにも考えられますが、その辺の見解はいかがででしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）1 点目の会期中の専決であれば議決すべきではないかということでございますけれども、こちらの専決につきましては、議会の議決により議会の権限に属する事項を町長が専決すべき事項と議決をされたものでございます。この議決により、この範囲内の議決については、町長に専決をされ、町長の権限となっておるものでございますので、たとえ会期中の変更であっても、町長の権限により専決をするべきものというふうに考えております。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）2 点目の質問についてですけれども、今回の工事の内容は主に耐震補強でございますが、工事名にもございますように耐震補強等ということで、大規模改修もあわせて実施させていただいております。したがって、ご指摘の部分につきましても、学校施設のそういった基本的な性能を維持するために必要な大規模改修の一環ということで、この工事でやらさせていただきました。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）確かに町長の権限にはありますけれども、以前、鹿児島県の阿久根市でした

つけ、当時の市長が専決を乱発して、かなり全国的に問題なっておりましたが、その時、2011 年の 1 月 5 日、片山総務大臣が閣議後の記者会見で記者にその件に問われまして、大臣がどう答えたか。議会を開会していて、議案に出さないで専決をするということはありません。全くの論外、と答えてるんですね。確かにこの専決は 179 条に基づく専決でありましたが、本来は、議会が開会できない時に専決すべきものであって、やはり会期中であれば、議案として出すのが本来の議会制民主主義ではないかと思いますが、その点の見解をお伺いしたいのと、あと、確かに耐震補強等工事になっております。防火水槽の撤去、新設に関してはそれに伴うものとみなせます。ただし、防火シャッターですよ。こちらは消防署の点検によって作動不良がわかったと。これは、本来別工事になるとも取れるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず第 1 点目のお尋ねでございますが、あくまでも片山総務大臣の発言、それから趣旨、それぞれは 179 条に基づく専決処分に該当すると思います。で、180 条の専決処分につきましては、これは、そういった議会の権限の中の軽微なものについて、町長に執行させた方が効率性が高いということから設けられている条項であるというふうに判断しておりますから、これはたとえ議会の開会中であっても、町長が処理をした上で報告すべき事項であると、そのように解釈もされておりますし、私どももそのとおりだと思っております。今でもやはり、先ほど議員がおっしゃいました 179 条、暇がないとか、議会の議決がないということ指してのことだと思っております。それから、2 点目でございますが、やはり工事をしております中では、さらにその中で追加工事するというのは、検査とかそういうところで、しづろうございます。ですからその場合にはやはり、その工事の中でできるものであれば、予算の範囲内でできるものであれば、そういった場合には、追加をして、特にこういう消防設備のようなものについては、完成のときに合わせて完成させていく必要があるというふうに判断いたしますので、工事が終了した後に追加補正するのではなく、予算が、可能であれば、こういった工事の中で処理してまいりたい、そのように考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）前田ですが、今、2 名ほどから出ておりますがね、あたかも当然のごとくのような答弁じゃがね、何かお粗末この上ない。何を考えとるんかいって言いたいですね。結論から言えばね、でたらめじゃ。まずひとつ目には、教室と廊下の段差が工事

やってみてはじめてわかった。何のために設計図があるん、当初設計、ね。そんなもの建てる前から図面があるんだから、段差わかつとるんじゃ。まあお粗末この上ないよの。ほいでわからんけども耐震調査、何とかコンサルへ何百万か何千万か知らんけども、金かけてね。教室と廊下の段差もわからなかったと。なんのための、まず一つ目、事前調査、設計をするんかというのが一つ目ね。二つ目はそういう図面があるのになぜ分からなかったか。こういうふうな、聞きたいね。三つ目はね、外壁が汚れとったとかどうかとか言うけど、そんなものそれ、当初あったいう、めいでみりゃ分かるんで、工事はじめにゃ分からなかったん。なぜ当初から、それだけの設計ができんのかよね。補修部分が出ればそこは塗装の修理が出るのは当たり前。その横が汚れとるんで、新しいものと古いものとの差は歴然と出るのは、そんなものは幼稚園の子どもでも分かる。あんたらプロが何でわからんの。ましてや高い銭出してさっきも言うた事前調査までしとる。そういうプロが分からん、お粗末、でたらめという、ここなんじゃ町長。ね、学校を建てたら、いつもわし言うんだけどもここではあまり言いたくないが、家が建ったときが一番良いんじゃ。ね。即、明日からだんだん悪くなる。西小なんか何ぼ、30年かはなにがしかもつとなるはずじゃから、35年か40年、建てた、完成した日が、一番いいんじゃ。明日から古うなる。ほりかかかなんかでの。そんなものやってみて汚れとったからまた塗装追加する、でたらめじゃ、何考えとるんか言いたい。足場が倒れそうなけえ、つないだけえ、そんなもの足場を作る前に、何をやるんかオールアンカーでやるんか知らんけども、つなぐのはわかり切った話じゃない。3メートル、5メートルの建物ならね、裏と表を引っ張りあいつこもできるが、なぜ当初にこういうのを入れなかったのか三つ目よ。訳の分からんようなことを言うておるけども、それからね、もう一つ言いたいのは一番お粗末なのはね、わたしわざわざ見に行った、ほんまの話が。あのブレースが、1階、2階やとったが、あんなもんで効くんかというね。ケタ方向のね、耐震がね。あれだけじゃもたないよ、実際に。1か所だけやとるがの、部長。首横に振つとるがの。鉛筆でつっぱったほうがよっぽど強いかわからんよ。そんなものおもちゃみたいなものひっつけて。よっぽど、ね、見たらがつくりきたよ。あれが2か所ぐらいある、ね。せめてあれが2か所ぐらい、ケタ方向に2か所ぐらいあれば、まあ、やるじゃろうねと思うがね。どっちかの方向に思うた時には、突っ張りは1か所しかきかんのよ。ところが鉄骨じゃけえ突っ張りはゼロじゃ。突っ張りがゼロじゃない圧縮がゼロ、ごめん間違うた。そうするとあれの突っ張り一本で、まあ何トン引っ張るんか知らんけども

ね。そこの支点がもたないよ。突っ張りのほうはゼロじゃから、引っ張りは5トン持つのか100トン持つのか別としてもね。支点がもたない。全くお粗末な。これについてどのように考えておるのか。それから一番また無茶苦茶じゃいうのがね、副町長、あたり前のように答弁しとるけどもね、消火設備の不良が見つかった。何を考えておるのか言いたい。平生からなんでこういうものは点検せんのかいの。少なくとも年に一回かなんか消防の点検があるんじゃない。あっちこっち火災訓練じゃ、耐震じゃ地震訓練じゃ、防火訓練じゃいうてね、防災訓練じゃいうて、やっというてよ、防火扉が動かなかった。スムーズにいかんかった、動くのは動いたんかどうか知らんがの。全く平生何をを管理しとるのかと、こういうふうに言いたい、ね。でたらめで、もうでたらめが連発になるよ。情けない。なんとか知らんが、今言うたことは全部、最初から分かつとることなんよ。途中から工事やってみてね、ああ、こりゃだめじゃ、塗装せにやいかん、分かったことじゃないのよ。全然今言うた設計図があって段差、事前調査、そこおまけにやっとする、壁が汚れとった、なんちゅうのはめちゃくちゃな話。どういうふうを考えとるんか。まず平生の管理も含めてね、これはおそらくほかの学校でもあるんじゃないかと思うんじゃないけど。どういうふうになつとるんか。無茶苦茶じゃ、でたらめじゃと言いたい。これ教育委員会も悪いんかも分からん。こっち向いてものを言うところから教育委員会は対岸の火事みたいな顔しとるがの。ついでじゃけえ、いらんこと、いらんこというまいか、一般質問になるけえ、だいぶなりかけとるけえ、まず、これ聞こう。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まず、1点目から4点目まで答弁をさせていただきます。まず1点目の委託業務の必要性、2点目の図面があるのにどうしてわからなかったのかということでございますが、建物を、今回の学校が完成した際に竣工図という図面が作成されて、それを町の方で保管をして管理をしております。今回の設計にあたりまして、この竣工図をもとに、当初の必要数量を計算をさしていただいております。まずその床下の調整剤の必要量につきましても、この竣工図から、廊下と教室の段差がいくらあって、それらを解消するために下地処理剤の厚さがいくらいるかということは算出しております。しかしながら、工事に着手をいたしまして、教室の床材を剥いだ際にその状況が竣工図と異なっておったということで、下地処理剤の量が増になったものでございます。3番目の外壁のことでございますが、発注前につきましては目視点検によって必要な修繕料を把握しておりました。工事にあたりましては、外壁の補修のために足場を前面に

組みます。ですからこの足場を活用して再度外壁の状況を近接目視及び打音によって確認をしました。このときに打音によってわずかではございますが、壁面から舗装が浮いている箇所が多数見受けられます。この状態で塗装をやりかえても耐久性は向上いたしませんので、これらを合わせて補修したものでございます。4番目のブレース、あの設置の箇所で大丈夫なのかということでございますが、これらにつきましても、耐震補強の設計の際に、こちらの箇所等必要数において、十分耐震機能を発揮するということで、審査を受け、合格を受けたものでございます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）町内6校につきまして、毎年、消火設備の点検については、毎年行っておるところでございます。当該の海田西小学校のこちらのシャッターについては、平成25年度不備が見つかったため、急遽点検をし、修理をするようにしたところでございます。26年度の点検ではそちらの方がうまく稼働しておったんですが、今回の工事の中で発覚したというものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）もう1回言うけどもね、情けないに尽きるよ。管理しとった図面が現場と違うとった。それを言いたい、何のために高い銭を出してね、事前調査とか設計するんかいうことね。これ、水道の時も随分言うてるんよ。ボーリングやら何やらいうて飛び飛びに100メートルか200メートルぐらい1キロぐらい工事するのに2か所ほどボーリングしたら、途中で障害物が出ての、設計やり変えた。こういうのは、いっぱいあるよ、それから推進でもの、礫じゃけえいうて真砂土が出たけえ駄目じゃいうて、また次年度に回したとかの。この設計とか事前調査というやつはね、わし、何回も言うてきとる。止めえいうて。その時にあたったら出したげんさい、追加を。その方が安いんじゃと。いやそれは補助を取らんにやいかんからできんのじゃ言うがね。全部でたらのために、でたらめな銭、むだな銭を使うとる。まずその言いかけた水道のときはそうやって事前調査、掘削とかの、やる訳よ。今言うた、空き教室言うたらそんな教室はないよ、余裕教室じゃいう。わしはどこが違うんかようわからんがの。どっか教室の隅っこを破ってみるぐらいの調査をなぜやらんのか、ここを言いたい。長うなったけども。事前調査、水道の場合はそこまで念入りにやっておるんじゃ、でもミスがでる。建築はそれもやらずに、俗に言う机の上でばらばらと、それぐらいの仕事ならわしでもしてあげるいうていつも言うじゃないか。コンサル料いりやあせんよ。そういう事やけ、高い

銭出してね、なぜこれ事前調査、これ破壊検査とかそういう下調べをしなかったのか。ここを一番聞きたい。で、外壁がどうやらこうやら、打音調査したら下地が浮いとったとか、下地が浮く訳はないの、上塗りが浮いとるんじゃないだろう思うが、それもさっき言った、昨日行って見たんじゃ。どこにもはぐってやり替えた跡がないのよ。強いて言うならば、渡り廊下部分非常に良い塗装しとった。校舎部分、塗装が、色が違う。見た、分かった。分からんだろうの、仕上げた違うんよ、情けない。渡り廊下部分と校舎部分の壁の仕上がりが違う。こういうのはね、すぐ分かる。それ気が付いてないでしょ。どういう検査をしておるんか。さっきから言うのが今言うた、外壁が浮いとったから、はぐって、当然浮いとればはぐらにゃ、あの塗料やったら塗装はできんはずじゃ。そのはぐった後がどこにもないのよ。あんたらそれぐらいこというじゃろう思うて、ずっと見たら、子どもに言われた。おじちゃんあんただれか、何しにきたんな、言う。こうこうでの、おまえたちの校舎がの、きれいになったけえの、よかったの見にきたのよ、いうて、それぐらいの答弁をしといたんじゃがね、警戒心の強い子どもでよかった。そこでさっき言いかけたの、持っとる子、ひとりもおらんのじゃ。どういうふうなつとる、これ後日言うわ、話逸れるけえ。で、壁の2点、どうなつとるの。事前のそういう破壊検査、検査じゃない、調査ね、紙の上だけならわしでもただでやっただげる。なぜそういうとこまでやらんのか。それと、壁に段差がどこにもない。仕上がりが廊下部分校舎部分と違う。おそらく検査は、町長いったんじゃないけえじゃがね。そりゃあわからんじゃろうと思う。わしら、ぱっと見た瞬間に、あれっと思う。一目瞭然。それぐらい違う、大きな差があるよ。で、校舎に近寄ってみたら、塗りむらがあるのよ、塗ってないところが。見とらんじゃろ。わしがわずか 10 分ほどの間にそれだけ見てきとる。それも、どうするんか、手直しさすのか、足場組んで全部やらすか。何じゃったら検査に付いて行ってあげるが、どうするか、三つ。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）破壊と言いますか、床をはぐってまで実施しなかったのかということでございますが、コンクリートの強度等につきましては目視等ではわかりませんので、当然抜き取りで破壊検査等を実施いたします。しかしながら、床の部分につきましては、竣工図がございまして、それらをもとに実施をしておりますので、今回、そういった床の一部を破壊して確認をするというところまでは行っておりません。2 番目の外壁において補修した後がないということですのですけれども、今回は補修した後に、中塗りと上塗り

の仕上塗装をしておりますので、外観上はぐった箇所がわかるような仕上がりになっておりませんので、ご了承、ご理解いただければと思います。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）検査は私の方がやっておりますが、適正にちゃんと確認して竣工のほう確認さしていただいております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今のようなね、そういう事前調査の中でね、ただ単にコンサル鵜呑みで、何千万円ほど使うたかわし覚えんがね、そうしてでたらめ事前調査みたいな、今後どうかね、今みたいなやっぱりあるとしたらね、さっきも言ったように余裕教室はいっぱいあるんじゃないから、ものの10センチ角ほど破ればね、何も1教室全部はぐらんでもね、そんな段差なんか、すぐに分かるんじゃないから、そういうやっぱり綿密な調査をせえいうことを言いたいんじゃないが、そういう考え、そうぐずぐず言うとしてもね、私が言うように検査しましたいうとるが、暇があったらいつかいつでも連れて連れてったげるよ、どこ見とるんかいうて、しっかり見いいうて言いたいよ。そういうことで、どうかいの、しっかりこういうの、事前調査をね、そこまでやるんか。今言うたように上水は全部やっとなるだよ。事前調査を、なのに建築は、高い銭かけるのに、やらんのか、こううて言いたい、そこ。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）変更後の工事につきましては、所蔵されておりますそういった竣工図であったりその他の資料の信憑性等も踏まえながら、学校と協議をしまして、その事前調査のあり方については検討してまいりたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。あの場所はですね、今から40年ぐらい前、町営住宅があった場所です。で、町営住宅、今、蟹原の1、2、今度西浜町営住宅大規模という形で出ておりますが、当時、海砂を使ったということで、非常にトラブルの原因になっておる訳です。私聞きたいのは、あの建物は、そういう条件のもとで、耐用年数、どのぐらいを見込んどるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設課長（久保田）基本的にはコンクリート、RCの構造物でございますから、50年とか60年、そういったのが一般的ではございますが、近年の耐用年数の考え方としては

ですね、やはり実際のコンクリートのコア、抜き取りですね、そういったのを見ながら、ちょっと具体的な話になりますが、中性化とか酸性とか、そういったのを見ながらですね、実際には詳細に検討していく、あとどれぐらいもつかということを検討していくような形になろうかと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私心配するのは、一番新しい校舎というのは南小です。それより新しいは西小なんですね。だけれども西小についてはものすごいお金を、これまで補修、耐震の問題であるとかね、補修の問題であるとかね、原因は、さっき言った海砂を使っているのは大きな原因だろうということになる訳ですが、私一層ね、思い切って建て替える、このことが安くつくのではないかと思うんですが、その検討は今どうなってるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）各小学校の耐震化につきましては、おっしゃられるとおり建て替えという選択肢もあろうかと思いますが、27年度までにすべての棟を耐震化するというのを考えた場合には、まず耐震化工事を優先してすべて行うということでやってまいります。今後、ですからそういうこともおっしゃられましたような感じの、建物をどういうふうにも長寿命化するかということは、現在も長寿命化計画掲げられておりますけれども、教育委員会において、順次その、どこから着手されるかということを決めていかれると思いますので、それで順次対応してまいりたいと、まずはこの度はすべて国費を使って耐震化するというところで行いましたので、すべてのところについて耐震化工事のみと。それから併せてリニューアルが必要なところはリニューアルをすると、そういったことで対応いたします。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）佐中議員。今回出されておる内容をですね、みると、壁であるとか床であるとか、天井というのが出てきたらもう天井というか屋上ですね、もうすべての建物にこれは影響する訳ですね。本来であれば、鉄筋で、50年、60年もつものが、もう40年ぐらいで、今まで、ずっと補強に補強を重ねてきて、まあまあ国の基準のもとで耐震の基準に合ったと。これから先全く見通しがないというように、私、判断する訳ですね。一番金を食う、そういう建物ではないかというように思うんです。そうすると、やっぱり早急に建て替え、これ検討する必要があるんです。町営住宅もそう、西浜の町営住宅

もそうなんですが、当然学校のことですから、安心安全のそういう子どもの教育の条件としては、やっぱり建て替えるのが一番ね、私、良いと思うのですが、もう一度お願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）西小の建て替えの件についてでございますが、これは建て替えということになると膨大な経費、財政等もかかりますけれども、その前に教育面で考えた時にですね、前々回の議会で私答弁いたしましたけれども、海田中学校の建て替え、中校舎と南校舎の耐用年数があと 20 年から 30 年ぐらいできます。そのときに、根本になる海田町の教育をどうしていくのかと。小中一貫校をつくってところが地域にありますけれども、そこも含めてですね、20 年後、30 年後 50 年後の海田町の教育という、そういう大きな設計を描いた中で、西小の建て替えをどうするかという、そういう議論になっていくんだと思っておりますので、現在のところ西小をすぐ建て替えるというふうには、私の方ではまだ思っておりません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第 2 号については、これをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 11、第 27 号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 27 号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、基準省令に基づいた所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）第 27 号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書その 2 の 2 ページ、資料 45 の新旧対照表及び資料 46 の条例の概要

をお出してください。説明につきましては、資料 46 の条例の概要で説明させていただきます。従来、サービス提供の前提となる人員、設備、運営基準につきましては、国の基準で定められておりましたが、平成 24 年度の制度改正により、町において、国の基準に合わせて条例を制定しております。今回の条例改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、基準省令に基づいた所要の改正を行うものでございます。基本方針のとおり、今回の改正は、基準省令の見直しであることから、これまでと同様に、町において独自の基準を定めることはせず、国の基準と同様の内容といたします。主な改正点でございますが、サービス種別の名称変更につきましては、今までの複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護と変更するものでございます。次に、個別事業ごとの主な変更点として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、オペレーターの配置基準の緩和として、夜間から早朝までの間にオペレーターをあてることのできる施設及び事業者の範囲について、併設する施設・事業所に加え、同一敷地内または隣接する施設・事業所を追加したものでございます。また、認知症対応型通所介護につきましては、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと一体的に認知症対応型通所介護を行っている共用型認知症対応型通所介護の利用者定員を、これまでの 1 事業所で 1 日 3 人から、1 ユニット 1 日 3 人以下に見直すものでございます。また認知症対応型通所介護が、介護保険制度外の宿泊等の夜間及び深夜のサービスを実施している場合は、届け出を求め、事故報告の仕組みを設けることとするものでございます。2 ページをお願いいたします。小規模多機能型居宅介護につきましては、登録定員を 25 人から 29 人に変更し、適切な広さが確保されている場合は、通所サービスの利用定員を現行の 15 人から 18 人以下にするものでございます。また、管理者が兼務できる職務に、同一敷地内で実施される総合事業の職務も加えるものでございます。認知症対応型共同生活介護につきましては、現行 1 または 2 としているユニット数の標準を、事情等がある場合は 3 ユニットまで増やすことができることとしたものでございます。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象に、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものでございます。サテライト型施設とは本体施設と離れた場所につくられ、人員等を本体と兼ねることができる施設でございます。看護小規模多機能型居宅介護につきましては、先ほどご説明した認証変更とその他の変更につきましては、③の小規模多機能型居宅介護の変更内容と同様でございます。施行期日は平成 27 年 4

月 1 日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番、住吉です。3 点ほど、不勉強ゆえにお尋ねいたします。まず第 24 条の 2 項と 92 条の 2 項で、旧条例では、定期的に外部の者による評価を受けて、との文言がありますが、これが新条例の方では取り外されております。言い換えれば、これも事業者の自己評価のみでよくなるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。そして 2 点目、149 条でございますが、こちら旧条例では（9）に施行規則第 65 条の 4 第 4 号に規定する書類、が 2 年間保存しなければならないとありましたが、こちらが新条例においてはこの（9）行が外されております。これが外された理由は何でしょうか。第 3 点、こちら資料 46 の方でお尋ねいたしますが、2 ページ目の③番、こちら登録定員を 25 人から 29 人に変更する、通所サービス利用定員を現行の 15 名から 18 名以下とすることを可能とする。利用できる方が増えるということで良いようにも思えますが、反面、1 人あたりの面積が減ってサービスの質が低下するようにも捉えられますが、その点はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（久留島）保健福祉部次長。

○福祉保健部次長（湯木）一点目の 24 条の自己評価の面につきましては、今までは、外部委員を入れての評価ということになっておりましたが、この度国の基準が緩和されて、自己評価のもとで事業運営委員会の外部が来られる会議の中で、それを報告すればいいということになりましたので、そのような国の基準に変わっております、緩和されております。それから 2 点目につきましては、今後、もう一度すいませんが質問を、もう一度お願いいたします。それから 3 点目につきましては、25 人から 29 人に緩和されるというところになっておりますので、3 点目につきましては、利用定員の緩和というところになりますので、適正な広さがあれば緩和できるということになりました。この適正な広さについての詳細は、まだ国の方から出ておりません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）じゃ、第 2 点だけもう一度お伺いします。149 条、記録の整備のところでございますが、旧条例におきましては（9）に施行規則第 60 号、65 条の 4 第 4 号に規定する処理が盛り込まれておりますが、新条例ではこれは外されております。これが外された理由というのは何なんでしょうか。

○議長（久留島）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 36 分 休憩

午前 10 時 38 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）これは省令に新設されたために、省令の方で決められたものがございますので、町の方の条例から削除したものでございます。

○議長（久留島）ほかにございますか。岡田議員。

○8 番（岡田）8 番、岡田ですけれども、国に準ずるということで、町で今回はどうこういうことは決められないことなんですけれども、オペレーターの件ですよね、今まで今度多分大幅に緩和になるいう事なんですけれども、オペレーターのいわゆる資格ですよね、そういうふうなのはどうなるんですか、資格がなくてもいいような感じで国は言うところと思うんですけど、それはどうなるんでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）オペレーターの資格については変わっておりません。今までどおり、介護支援専門員や看護師、医師等、専門職となっております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田）そういうふうな人はそうでしょうけど、今度これになったら、いわゆる地域の人、地域でそういう支援をしてくださいということなんでしょうけども、その地域の人たちですよね、いろいろな団体、そういうふうな人はどうなるかと、そういうふうな人たちの資格いうんですか、それはどういうふうになるんでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）今回の条例の改正で出させていただきましたオペレーターの配置の基準緩和につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の中で、介護を行う専門職ということになりますので、議員さんがおっしゃっています要支援の方対象の総合事業という形の内容には含まれません。この事業に対しては、要介護 1 以上の方が対象となります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 27 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 27 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 意義なしと認めます。よって、第 27 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程 12、第 28 号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第 28 号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。介護保険法施行規則等を一部改正する省令が公布されたことに伴い、基準省令に基づいた所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 福祉保健部次長。

○福祉保健部次長(湯木) 第 28 号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書その 2 の 10 ページ、資料 47 の新旧対照表及び資料 48 の条例の概要をお出しく下さい。説明につきましては、資料 48 の条例の概要で説明させていただきます。従来、サービス提供の前提となる人員、設備、運営基準につきましては、国の基準で定められておりましたが、平成 24 年度の制度改正により、町において、国の基準に合わせて条例を制定しております。今回の条例改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、基準省令に基づいた所要の改正を行うものでございます。基本方針のとおり、今回の改正は基準省令の見直しであることから、これまでと同様に、町において独自の基準を定めることはせず、国の基準と同様の内容といたします。主な改正点でございますが、介護予防認知症対応型通所介護につしまし

ては、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと一体的に認知症対応型通所介護を行っている供用型介護予防認知症対応型通所介護の利用者定員を、これまでの1事業所で1日3人から、1ユニット1日3人以下に見直すものでございます。また、介護予防認知症対応型通所介護が、介護保険制度外の宿泊等の夜間及び深夜のサービスを実施している場合は届け出を求め、事故報告の仕組みを設けるものでございます。介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては、登録定員を25人から29人に変更し、必要な要件が満たされる場合は、通所サービスの利用定員を、現行の15人から18人以下にするものでございます。また、管理者が兼務できる職務に、同一敷地内で実施される総合事業の職務を加えるものでございます。介護予防認知症対応型共同生活介護につきましては、現行1または2としているユニット数の標準を、事情等がある場合は3ユニットまで増やすことができることとしたものでございます。2ページをお願いします。施行期日は、平成27年4月1日でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第28号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第28号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）ここでお諮りいたします。ただいま町長から、第29号議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）意義なしと認めますよって、第29号議案を日程に追加し、追加日程第1

として議題とすることに決定しました。追加日程第 1、第 29 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 29 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）それでは、第 29 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書その 3 の 1 ページをお開きください。併せて、資料 49 の海田町国民健康保険条例新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料 49 の海田町国民健康保険条例新旧対照表でご説明させていただきます。今回の改正は、国民健康保険法の改正に伴い、法第 72 条の 4 の規定が法第 72 条の 5 に繰り下げられたため、条例中の引用条文の整理をさせていただいたものでございます。施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 29 号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第 29 号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 29 号議案については、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 13、発議第 1 号、政党助成金の廃止を求める意見書案を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15 番（佐中）政党助成金の廃止を求める意見書案。読み上げて提案理由にかえさせていただきます。政党助成金制度が 1,995 年に創設されていて以降、毎年、320 億円もの

血税が日本共産党以外の政党に投入されてきました。2014 年末までの総額は、既に 6,311 億円に上ります。そもそも、政党助成金制度は支持をしていない政党に事実上の献金を強要するものであり、思想信条の自由、政党支持の自由に反する憲法違反の制度です。加えて、何の苦労もなしに、巨額の税金が転がり込む制度が政党政治家の金銭感覚を麻痺させ、政治腐敗を加速させております。政党助成金欲しさに、政党が離合集散するなど、政党と政治を墮落させている現況になっております。以上のことから、次のことを要請します。一つ、政党助成金交付金を廃止すること。以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。続いて賛成討論を許します。岡田議員。

○8 番（岡田）8 番、岡田です。政党助成金廃止の意見書に賛成の討論を行います。国民 1 人あたり 250 円、年間 320 億円の税金を政党が山分けをし、支持もしない政党に強制的に献金させられる政党助成金、1995 年の制度から今まで 20 年間の間に山分けをした金額は、6,311 億円に上ります。政党助成金は政党を墮落、政党助成金は、政治の特権そのものであります。そして、何に使おうが勝手放題であります。政党助成金は国民の税金にもかかわらず、国は、用途について制限をしてはならない、政党助成法第 4 条に定められております。何の苦労もなく、巨額の税金を手にし、受け取ったら何に使おうが勝手放題。政治と金に対する感覚が麻痺をしているのが現況であります。小便器の取り替え代、カーナビ代、会議費の名目で高級料亭での飲み食い、保険料の支払いあるいは選挙での供託金没収費用、あるいは政党名の変更、新党普及キャンペーンの費用、党大会の会場設営費、運営費など、制度開始以来、こうした野放図な支出が政党助成金によって行われてきました。買収の費用の穴埋めに使われてきた事件も起きております。2013 年度の政党本部への収入の 64.6 パーセントを政党助成金が占めた自民党、同年の支出を見ると、テレビ CM や新聞広告などの宣伝費に 100 パーセント政党助成金が使われております。民主党は、党本部の収入の 82.5 パーセント政党助成金、宣伝事業費の

99 パーセント、候補者の公認、推薦料、ポスター代、ビラ製作など、選挙関連の費用を 100 パーセント、政党助成金で賄っております。また、政党助成金を山分けしている政党は、使い残しても国には返さず、政党基金の名で貯め込んでおります。政党基金にすることは、政治活動の目的を記載してもらうだけで、国側がこの目的はだめだということとは制限をしておらず、本当にまさしく使い放題であります。2013 年度の政党助成金収支報告によると、同年に政党助成金を山分けした 9 党の政治資金の総額は、147 億 5,300 万円です。うち 7 割近くが民主党の貯め込みとなっております。民主党の 2013 年度の党本部の収入は、その年の政党助成金の山分け分が激減をしたため、前年度の 2012 年度に比べて 51.8 パーセント目減りをしましたけれども、政党助成金の貯め込みで何とか凌いだ形になっております。税金頼みの国営政党化した政党の実態を示しております。また、自民党の現役の官僚にも、政党助成金の貯め込みをしております。2013 年度政党助成金を 100 万円以上使い残した政治家閣僚は、山谷えり子国家公安委員長は 2,018 万円、安倍首相は 966 万円、菅官房長官 807 万円、あるいは岸田外務大臣は 330 万円もの政党助成金を貯め込んであります。国民に消費税の増税を押しつけながら、政治家みずから政党構成員みずから税金を私物化しております。政党助成法には 5 人以上の国会議員がいることなどの政党の要件を満たさなくなった場合であっても、政党助成金を受けたいと総務省に申告すれば、残額部分の一部を月額でもらえる仕組みになっております。2014 年度の総選挙でも、政党の条件を満たさなくなった生活の党は、選挙後も特定交付金という名の政党助成金をいたしました。また、2012 年度末の総選挙では政党の離合集散が相次ぎました。このとき総選挙を、総選挙前後に離合集散総選挙前後に解散届を提出した当時の新党きずな、太陽の党、新党大地、新党日本の 4 党も特定交付金を受け取りました。政党助成金は民主主義のコストという名目で導入をされましたが、民主主義どころか、政党の墮落、腐敗をもたらすだけでした。この制度が始まって今年まで 20 年間、政党助成金を受け取った政党は 35 にのぼりますけれども、うち 27 の政党が政党助成金を手にとると、離合集散を繰り返し、解散・消滅をいたしました。自民、公明、民主、維新などの各国会議員の定数を削るという身を切る改革を主張しておりますけれども、これは国会議員の定数削減と引きかえに、消費税の増税をも押し付けるものであり、比例定数の削減によって国民の声を切り捨てる民主主義の破壊の暴挙であります。よって今のこの政治の不当な特権を質すというのなら、身を切る改革というのなら、この憲法違反の政党助成金こそ直ちに廃止をすべきであります。今のことを述べて、この

賛成討論といたします。どうか皆さん方のご賛同をお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第1号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。発議第1号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立少数と認めます。よって、発議第1号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第14、発議第2号、海田公民館整備基本構想特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。案文については、お手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。これより発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。発議第2号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第2号は、原案のとおりこれを決します。この際、お諮りいたします。ただいま設置されました海田公民館整備基本構想特別委員会の委員として、議長は、議会運営上、中立公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することと決します。

この際、ただいま設置されました海田公民館整備基本構想特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。ただいま海田公民館整備基

本構想特別委員会の委員長に宗像議員、副委員長に宮坂議員と決しておりますのでご報告いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第 15、発議第 3 号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。案文については、お手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。これより、発議第 3 号について採決を行います。お諮りいたします。発議第 3 号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第 3 号は、原案のとおりこれを決します。以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。この際、慣例により海田町議会議員互助会の表彰式を行います。事務局長。

○事務局長（伊藤）それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。勤続 25 年表彰でございます。前田勝男議員。

○議長（久留島）表彰状、前田勝男殿。あなたは海田町議会議員として永年地方自治の発展伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よってこれを表します。平成 27 年 3 月 17 日、海田町議会議員互助会会長久留島元生。

（拍手）

○議長（久留島）以上で表彰式を終わります。この際、町長より発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。私から一言ご挨拶を申し上げます。まず、専決処分についてでございますが、今国会における地方税法等の一部を改正する法律案が提出されております。この法律案が成立しますと、課税事務上必要がある場合ございますので、この場合、関係条例を専決処分させていただく予定でございます。次に、3 月 3 日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆さん方には、本会議及び予算審査特別委員会で慎重かつ熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。審議の過程におきましては、皆様から賜りましたご意見やご要望は新年度の諸施策の執行にあたり、できる限り尊重してまいります。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

いました。

○議長（久留島）閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。本定例会は、平成 27 年度予算をはじめ、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でした。議員各位におかれましては、これら審議にあたっては去る 3 月 3 日から本日まで誠に真剣に熱意あふれるものがあり、ご精励に対し深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましては、常に紳士的な態度をもって誠意を尽くした説明をされ、衷心より深くお礼を申し上げます。審議の経過で議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われまして、町政発展のため住民自治の原点に立ち返り、なお一層の努力をされることお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。以上で、平成 27 年第 1 回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午前 11 時 17 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員